

日進市教育委員会臨時会（令和7年3月）会議録

1. 日時

令和7年3月31日（月曜日）午前10時から

2. 場所

市役所本庁舎4階 第3会議室

3. 出席者

〔教育長・委員〕

岩田憲二（教育長）、武田立史（教育長職務代理者）、小林秀一、市来ちさ、吉田優香理

〔事務局〕

（1）生涯学習部

伊東あゆみ（生涯学習部長）、伊藤泰裕（生涯学習部技監）、
與語隆弘（生涯学習部次長兼学び支援課長）高柳秀史（学習政策課長）、
蟹江砂織（図書館長）

（2）学校教育部

加藤誠（学校教育部長）、蛭牟田弘樹（学校教育部主任指導主事）、桃原勇二
（学校教育課長）、加藤豊司（学校教育課指導主事）、大鐘徹也（学校給食課
長）

〔書記〕

河合一成（学習政策課課長補佐）、海野享子（学習政策課学習戦略係長）

4. 欠席者

伊藤志門

5. 傍聴の可否及び有無

傍聴可 0名

6. 会議録署名者

岩田教育長、武田委員、吉田委員

7. 議事の経過

（開会）

（議事）

議案第30号 臨時代理事項の承認を求めることについて（令和6年度日進市一
般会計（教育委員会所管部分）補正予算）【学習政策課】

議案第31号 臨時代理事項の承認を求めることについて（令和7年度日進市一
般会計（教育委員会所管部分）補正予算）【学習政策課外】

- 議案第32号 岩崎城歴史記念館規則の廃止について【学び支援課】
 議案第33号 日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について【学び支援課】
 議案第34号 令和7年度日進市教育委員会事務局職員人事について【学習政策課】
 議案第35号 令和7年度教職員人事について【学校教育課】
 議案第36号 令和7年度日進市立小中学校教務主任等の任命について【学校教育課】
 議案第37号 令和7年度日進市立小中学校事務職員の任命について【学校教育課】
 議案第38号 令和7年度日進市共同学校事務室事務主幹の任命について【学校教育課】
 議案第39号 日進市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について【学習政策課】
 議案第40号 日進市社会教育委員の委嘱について【学び支援課】
 議案第41号 日進市文化財保護審議会委員の任命について【学び支援課】
 議案第42号 令和7年度日進市地域学校協働活動推進員の委嘱について【学び支援課】
 議案第43号 図書館協議会委員の任命について【図書館】
 議案第44号 日進市立小中学校部活動地域移行に係る今後の方針について【学習政策課】

(報告事項)
 教育長報告
 (その他)
 (閉会)

8. 次回会議日程

定例会

日 時：令和7年4月1日（火） 午後2時30分から

場 所：市役所本庁舎4階 第3会議室

発言者及び発言内容

教育長

ただ今から令和7年3月臨時教育委員会を開会します。

会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。

本日は、伊藤委員から欠席の届出がありましたが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定に基づき、委員の過半数の出席がありますので、会議は成立いたします。

本日の会議録署名者は、武田委員、吉田委員、わたし（教育長）です。会議録調製者は、学習政策課 海野とします。

本日の会議は傍聴の申し出はありません。

次に、次第の2、議事に入る前にお諮りします。

本日の議案第34号から38号は、人事に関する案件となっており、会議規則第12条第1項に「人事に関する事件その他の事件のうち、教育長又は委員の発議により出席委員総数の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」また、同条第2項に「前項ただし書きの教育長又は委員の発議があったときは、討論を行わないでその可否を決しなければならない。」と規定されております。

つきましては、議案第34号から38号を非公開とすることについて、わたし（教育長）から発議し、併せて採決をいたします。

議案第34号「令和7年度日進市教育委員会事務局職員人事について」

議案第35号「令和7年度教職員人事について」

議案第36号「令和7年度日進市立小中学校教務主任等の任命について」、

議案第37号「令和7年度日進市立小中学校事務職員の任命について」、

議案第38号「令和7年度日進市共同学校事務室事務主幹の任命について」

以上5件を非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第34号から38号までを非公開とし、本日の会議の最後に審議いたします。

次に、次第4、議事に入ります。

議案第30号「臨時代理事項の承認を求めることについて（令和6年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算）」、議案第31号「臨時代理事項の承認を求めることについて（令和7年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算）」、以上の議案につきましては、関連性が高いため、一括して学習政策課から説明をお願いします。

学習政策課長

（資料に基づき説明）

教育長

この学校施設の環境改善交付金というのはかなり前から国に要望に行っていたもので、ようやく増額されたもので、決定通知が遅れてくるのでこのようなタイミングでお諮りすることになってしまいます。

それではただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（しばらく間があり）では、順番に採決を行います。議案第30号「臨時代理事項の承認を求めることについて（令和6年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算）」に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議案第30号を承認とします。

次に、議案第31号「臨時代理事項の承認を求めることについて（令和7年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算）」、に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議案第31号を承認とします。

次に、議案第32号「岩崎城歴史記念館規則の廃止について」、学び支援課から説明をお願いします。

学び支援課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは、議案第32号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第32号を承認とします。

次に、議案第33号「日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について」、学び支援課から説明をお願いします。

学び支援課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは、議案第33号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第33号を承認とします。

議案第34号から38号までについては、本日の会議の最後に審議いたします。

次に、議案第39号「日進市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について」、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは、議案第39号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第39号を承認とします。

次に、議案第40号「日進市社会教育委員の委嘱について」、学び支援課から説明をお願いします。

学び支援課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは、議案第39号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第39号を承認とします。

次に、議案第40号「日進市社会教育委員の委嘱について」、学び支援課から説明をお願いします。

学び支援課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは、議案第40号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第40号を承認とします。

次に、議案第41号「日進市文化財保護審議会委員の任命について」、学び支援課から説明をお願いします。

学び支援課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは、議案第41号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第41号を承認とします。

次に、議案第42号「令和7年度日進市地域学校協働活動推進員の委嘱について」、学び支援課から説明をお願いします。

学び支援課長

(資料に基づき説明)

教育長

学校運営協議会、コミュニティ・スクールを進めていく上でも、現在の地域学校協働本部の活動がかなり有効となっていくしますので、もっと充実させたいと思っています。

では、ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは、議案第42号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第42号を承認とします。

次に、議案第43号「図書館協議会委員の任命について」、図書館から説明をお願いします。

図書館長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは、議案第43号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第43号を承認とします。

次に、議案第44号「日進市立小中学校部活動地域移行に係る今後の方針について」、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員

1 ページの(2)中学校部活動の条件の一つ目に、「大会等への出場は顧問の引率で行う」とありますが、その大会の費用、例えば団体競技だとバス関係の交通費など、これらも今まで通り、ある程度市の方で支給するような体制のうえで顧問が引率する形になるのでしょうか。

学習政策課長

部活動という括りは残しますので、それらにつきましては今までどおりの予定です。

委員

流れとしてはやむを得ないですが、練習時間の短い中、大会で勝っていくこと等、そういう今までの充実感、喜びというものがだんだん薄れていくようで、残念な気がします。

教育長

こうやって地域移行に動いているところもあれば、田舎の方などで動きようがない、部活しかない、というところもあるので、その差がすごく明確になってくると思います。

他のご意見はよろしいでしょうか。

委員

10ページにある実証事業に関するアンケートのうち、日進東中学校の結果で、課題や検討事項が挙げられている中、「専門的指導者に対する好意的な意見がある一方で、活動内容の充実を求める声がある」とありますが、この活動内容の充実というのはどういうことを期待しているものなのでしょうか。

学習政策課長

今回、大学生を含め多くの指導者にご協力いただいた中で、なかなか教えるということに慣れていない指導者もいたので、そういった部分ではこれから改善の必要があると感じています。また、中学校に関しては土日に、かつ部活動がまだ継続する中で実施したため、部活動を補完する活動については比較的良かったのですが、今やっていることにプラスして新しく始めるということは難しかったようで、人が集まらなかったというところも検討課題としてあります。

教育長

他にご意見ありますでしょうか。

委員

教職員の兼職兼業について、各自治体で待遇はいろいろあると思いますが、活動に熱心な先生方もたくさんおられると思うので、ある程度対応をしっかりとやっていただきたいと思います。日進市はどうお考えですか。

学習政策課長

実際に今回の方針については、まずは土日の活動を2回に縮減していくというところで、この残りの2回を先生方にも兼職兼業の手続き含めご協力いただければと考えております。他市町の事例も参考にしながら、どの単価が適切なのかというのはこれから考えていきます。

委員

分かりました。自治体の財政力によりますね。

教育長

現在教員には特殊業務手当というものがあるのですが、これについても国や県は残すということは明言していないので、これを削られたら完全に自治体の財政力に頼ることになり、要するに自治体の財政事情により格差ができる可能性があるので、いずれは予算面が課題になるかなということは思っています。良い方法があれば、また教えてください。

それでは、議案第44号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第44号を承認とします。

以上で、本日審議する議事はすべて終了しました。

次に次第3、報告事項です。教育長報告がございます。これは、教育長に対する事務委任規則第2条により教育長が委任を受けた事項のうち、重要な事項を報告させていただくものです。今回は、「教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任すること及び補助執行させることに関する協議を行うことについて」報告します。

学び支援課から説明します。

学び支援課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明についてご意見・ご質問はありませんか。

(しばらく間があり)教育長報告については以上です。

次に次第4、その他として、お伝えすることや全体を通してご意見・ご質問等があればお願いします。

(しばらくして)それでは最後に、非公開としました議案第34号から38号の議事を行います。

議案第34号「令和7年度日進市教育委員会事務局職員人事について」、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明 日進市教育委員会会議規則第12条第1項に基づく議決により非公開)

教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問はございませんか。

委員

(質疑・応答 日進市教育委員会会議規則第12条第1項に基づく議決により非公開)

教育長

それでは、議案第34号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第34号を承認とします。

次に、議案第35号「令和7年度教職員人事について」

議案第36号「令和7年度日進市立小中学校教務主任等の任命について」、

議案第37号「令和7年度日進市立小中学校事務職員の任命について」、

議案大38号「令和7年度日進市共同学校事務室事務主幹の任命について」

以上の議案につきましては、関連性が高い議案でありますので、一括して学校教育課から説明をお願いします。

主任指導主事

(資料に基づき説明 日進市教育委員会会議規則第12条第1項に基づく議決により非公開)

教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問はございませんか。

委員

(質疑・応答 日進市教育委員会会議規則第12条第1項に基づく議決により非公開)

教育長

それでは、順番に採決を行います。

では、議案第35号「令和7年度教職員人事について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第35号を承認とします。

議案第36号「令和7年度日進市立小中学校教務主任等の任命について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第36号を承認とします。

議案第37号「令和7年度日進市立小中学校事務職員の任命について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第37号を承認とします。

議案第38号「令和7年度日進市共同学校事務室事務主幹の任命について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第38号を承認とします。

以上で、本日本日予定しております内容は全て終了しました。

次回は4月定例教育委員会を令和7年4月1日火曜日、午後2時30分から市役所本庁舎4階、第3会議室で開催します。

これをもちまして、令和7年3月臨時教育委員会を閉会します。

会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者

会議録署名者

会議録署名者

会議録調製者

日進市教育委員会臨時会（令和7年3月）次第

日時 令和7年3月31日（月）

午前10時から

場所 市役所本庁舎4階 第3会議室

1 開会

2 議事

- 議案第30号 臨時代理事項の承認を求めることについて（令和6年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算）【学習政策課】
- 議案第31号 臨時代理事項の承認を求めることについて（令和7年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算）【学習政策課外】
- 議案第32号 岩崎城歴史記念館規則の廃止について【学び支援課】
- 議案第33号 日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について【学び支援課】
- 議案第34号 令和7年度日進市教育委員会事務局職員人事について【学習政策課】
- 議案第35号 令和7年度教職員人事について【学校教育課】
- 議案第36号 令和7年度日進市立小中学校教務主任等の任命について【学校教育課】
- 議案第37号 令和7年度日進市立小中学校事務職員の任命について【学校教育課】
- 議案第38号 令和7年度日進市共同学校事務室事務主幹の任命について【学校教育課】
- 議案第39号 日進市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について【学習政策課】
- 議案第40号 日進市社会教育委員の委嘱について【学び支援課】
- 議案第41号 日進市文化財保護審議会委員の任命について【学び支援課】
- 議案第42号 令和7年度日進市地域学校協働活動推進員の委嘱について【学び支援課】
- 議案第43号 図書館協議会委員の任命について【図書館】
- 議案第44号 日進市立小中学校部活動地域移行に係る今後の方針について【学習政策課】

3 報告事項

教育長報告

- ・教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任すること及び補助執行させることに関する協議を行うことについて〔資料No.1〕

4 その他

5 閉会

今後の予定

次回教育委員会

4月定例会 令和7年4月1日(火) 午後2時30分 市役所本庁舎4階 第3会議室

議案第30号

臨時代理事項の承認を求めることについて

(令和6年度日進市一般会計(教育委員会所管部分)補正予算)

日進市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和7年3月31日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 臨時代理事項

(1) 提案理由

教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出る必要があるため。

(2) 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第3号

(3) 提案内容

別紙のとおり

2 臨時代理を行った日

令和7年3月21日

3 臨時代理を行った理由

令和7年第1回日進市議会定例会の会期中、緊急で議案を提出する必要があるため。

令和6年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（3月市議会定例会）概要

学習政策課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
15.4.4	15 国庫支出金	香久山小学校南棟会議室／空調更新工事 1,132,000円 竹の山小学校体育館／空調設置工事 19,577,000円	20,709
	教育費国庫交付金		
	学校施設環境改善交付金（小学校）	中学校体育館（日中・日西中・日東中・日北中）／空調設置工事 131,371,000円	131,371
	教育費国庫交付金		
	学校施設環境改善交付金（中学校）		
歳入合計			152,080

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.2.1	小学校管理事業	香久山小学校南棟会議室／空調更新工事 6,600,000円	6,600
	14 工事請負費		
	学校施設維持管理工事	竹の山小学校体育館／空調設置工事 50,000,000円×1校=50,000,000円	50,000
小学校整備推進事業			
14 工事請負費			
10.3.1	体育館空調設置工事	中学校体育館（日中・日西中・日東中・日北中）／空調設置工事 80,000,000円×4校＋（断熱）7,600,000円×2校=335,200,000円	335,200
	中学校整備推進事業		
	14 工事請負費		
	体育館空調設置工事		
歳出合計			391,800

議案第 31 号

臨時代理事項の承認を求めることについて

(令和 7 年度日進市一般会計 (教育委員会所管部分) 補正予算)

日進市教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定により教育長が臨時代理した事項について、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求めます。

令和 7 年 3 月 31 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 臨時代理事項

(1) 提案理由

教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出る必要があるため。

(2) 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 3 号

(3) 提案内容

別紙のとおり

2 臨時代理を行った日

令和 7 年 3 月 21 日

3 臨時代理を行った理由

令和 7 年第 1 回日進市議会定例会の会期中、緊急で議案を提出する必要があるため。

令和7年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（3月市議会定例会）概要

学習政策課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
15.4.4	15 国庫支出金	竹の山小学校体育館／空調設置工事 △12,786,950円	△ 12,786
	教育費国庫交付金		
	学校施設環境改善交付金 (小学校)	中学校体育館 (日中・日西中・日東中・日北中) /空調設置 工事 △77,518,000円	△ 77,518
	教育費国庫交付金		
	学校施設環境改善交付金 (中学校)		
歳入合計			△ 90,304

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.2.1	小学校適正化事業	竹の山小学校体育館／空調設置工事 △50,000,000円	△ 50,000
	14 工事請負費		
	体育館空調設置工事		
10.3.1	中学校適正化事業	中学校体育館 (日中・日西中・日東中・日北中) /空調設置 工事 △335,200,000円	△ 335,200
	14 工事請負費		
	体育館空調設置工事		
歳出合計			△ 385,200

令和7年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（3月市議会定例会）概要

学校教育課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
15.4.4	15 国庫支出金	香久山小学校南棟会議室／空調更新工事 △1,885,000円	△ 1,885
	教育費国庫交付金		
	学校施設環境改善交付金 (小学校)		
歳入合計			△ 1,885

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.2.1	小学校管理事業	香久山小学校南棟会議室／空調更新工事 △6,600,000円	△ 6,600
	14 工事請負費		
	学校施設維持管理工事		
歳出合計			△ 6,600

議案第32号

岩崎城歴史記念館規則の廃止について

岩崎城歴史記念館規則の廃止について、別紙のとおり提出します。

令和7年3月31日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、岩崎城歴史記念館条例の一部改正により、岩崎城歴史記念館の所管が教育委員会から市長部局に移るため、教育委員会規則である岩崎城歴史記念館規則を廃止する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 施行期日

令和7年4月1日

岩崎城歴史記念館規則を廃止する規則

令和 年 月 日
教委規則第 号

岩崎城歴史記念館規則（昭和62年日進町教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第33号

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について、別紙のとおり提出します。

令和7年3月31日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正により、日進市旧市川家住宅の所管が教育委員会から市長部局に移るため、教育委員会規則である日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 施行期日

令和7年4月1日

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

令和 年 月 日
教委規則第 号

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年日進市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第39号

日進市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

日進市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について、別紙のとおり提出します。

令和7年3月31日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育委員会事務の点検評価に当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、日進市教育委員会事務点検評価委員を委嘱する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第8号及び第3条

3 委嘱人数

2名（再任2名）

4 任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委嘱対象者

別紙のとおり

日進市教育委員会事務点検評価委員 委嘱対象者

	氏名	性別	備考
再任	かとう さとし 加藤 智	男	愛知淑徳大学 文学部教育学科 准教授
再任	よしだ かつとし 吉田 勝俊	男	元日進市立赤池小学校 校長

議案第40号

日進市社会教育委員の委嘱について

日進市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり提出します。

令和7年3月31日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市社会教育委員設置条例第1条第2項の規定に基づき、日進市社会教育委員を委嘱する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第8号及び第3条

3 委嘱人数

10名（新任1名、再任9名）

4 任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委嘱対象者

別紙のとおり

日進市社会教育委員 委嘱対象者

新任・再任 の別	氏 名	備 考
再任	さごう ひろとし 佐合 廣利	学識経験のある者 (元名古屋市教育長)
再任	いしかわ れんじ 石川 鍊治	社会教育の関係者 (日進市民俗芸能連合会)
再任	さかきばら ひろみ 榑原 博美	学識経験のある者 (愛知学院大学総合政策学科教授)
再任	なかやま ひろゆき 中山 弘之	学識経験のある者 (愛知教育大学教育学部准教授)
再任	なかむら みつたか 中村 光孝	社会教育の関係者 (日進市少年少女発明クラブ)
再任	もり けんじ 森 健司	社会教育の関係者 (日進市スポーツ協会)
再任	すずむら なおひろ 鈴村 直宏	社会教育の関係者 (日進市子ども会連絡協議会)
再任	いぞえ のりえ 井添 紀江	社会教育の関係者 (日進市レクリエーション協会)
再任	ふくやす みちよ 福安 道代	社会教育の関係者 (日進市地域女性団体連絡協議会)
新任	ひさき ようこ 久木 陽子	社会教育の関係者 (東学区家庭教育推進委員)

議案第41号

日進市文化財保護審議会委員の任命について

日進市文化財保護審議会委員の任命について、別紙のとおり提出します。

令和7年3月31日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市文化財保護条例第13条第1項の規定に基づき、日進市文化財保護審議会委員を任命する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第8号及び第3条

3 任命人数

7名（新任2名、再任5名）

4 任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

5 任命対象者

別紙のとおり

日進市文化財保護審議会委員 任命対象者

新任・再任 の別	氏 名	備 考
再任	あかはね いちろう 赤羽 一 郎	考古学
再任	いしかわ れんじ 石川 錬 治	無形民俗
再任	こばやかわ みちこ 小早川 道子	民俗
再任	すぎの のぼる 杉野 丞	建築学
再任	ほり とおる 堀 透	植物学
新任	にわ もとこ 丹羽 元子	国語学
新任	おかもと なおひさ 岡本 直 久	考古学

議案第42号

令和7年度日進市地域学校協働活動推進員の委嘱について

令和7年度日進市地域学校協働活動推進員の委嘱について、別紙のとおり提出します。

令和7年3月31日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、日進市地域学校協働活動推進員を委嘱する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第8号及び第3条

3 委嘱人数

6名（新任2名、再任4名）

4 任期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 委嘱対象者

別紙のとおり

令和7年度日進市地域学校協働活動推進員 委嘱対象者

	担当本部	担当学校	ふりがな 氏名	新任・再任 の別
1	日進中学校区 地域学校協働本部	日進中学校 北小学校 南小学校	いのうえ はるこ 井上 晴子	再任
2	日進中学校区 地域学校協働本部	日進中学校 北小学校 南小学校	すえひろ ひとみ 末廣 瞳	新任
3	日進西中学校区 地域学校協働本部	日進西中学校 西小学校 赤池小学校	こんどう ともみ 近藤 知美	再任
4	日進東中学校区 地域学校協働本部	日進東中学校 東小学校 相野山小学校 梨の木小学校	ひらの たかよ 平野 貴世	再任
5	日進東中学校区 地域学校協働本部	日進東中学校 東小学校 相野山小学校 梨の木小学校	かすや えつこ 粕谷 悦子	新任
6	日進北中学校区 地域学校協働本部	日進北中学校 香久山小学校 竹の山小学校	せきね きよみ 関根 聖美	再任

議案第43号

図書館協議会委員の任命について

図書館協議会委員の任命について、別紙のとおり提出します。

令和7年3月31日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市立図書館条例第4条第2項の規定に基づき、図書館協議会委員を任命する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第8号及び第3条

3 任命人数

7名（新任3名、再任4名）

4 任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

5 任命対象者

別紙のとおり

図書館協議会委員 任命対象者

	新任・再任 の別	氏 名	性別	備 考
1	再任	さごう ひろとし 佐合 廣利	男	社会教育の関係者 (日進市社会教育委員会)
2	新任	やまだ たつや 山田 達也	男	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (家庭教育推進委員会)
3	再任	あだち ゆうすけ 足立 祐輔	男	学識経験のある者 (愛知学院大学非常勤講師)
4	再任	こんどう ようこ 近藤 洋子	女	学識経験のある者 (元名古屋市図書館司書)
5	新任	こざわ まちこ 小澤 真知子	女	学識経験のある者 (図書館ボランティア)
6	再任	こたま ゆうじ 樹神 雄二	男	公募の市民
7	新任	みずたに まり 水谷 真理	女	公募の市民

議案第44号

日進市立小中学校部活動地域移行に係る今後の方針について

日進市立小中学校部活動地域移行に係る今後の方針について、別紙のとおり提出します。

令和7年3月31日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会の報告で示された小中学校部活動の方針について、議決をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第1号及び第3条

日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会
報告書

令和7年3月

日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会

目次

1 報告の内容	1
(1) 小学校部活動【令和5年度中間報告】	1
(2) 中学校部活動	1
2 検討経緯	2
(1) 第1回検討委員会【令和5年度中間報告】(令和5年9月20日開催)	2
(2) 第2回検討委員会【令和5年度中間報告】(令和5年12月1日開催)	3
(3) 第3回検討委員会【令和5年度中間報告】(令和6年2月20日開催)	4
(4) 第4回検討委員会(令和6年度第1回)(令和6年7月24日開催)	5
(5) 第5回検討委員会(令和6年度第2回)(令和6年12月24日開催)	7
(6) 第6回検討委員会(令和6年度第3回)(令和7年3月10日開催)	9
日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会 委員名簿	13

本検討委員会は、日進市教育委員会から日進市立小中学校部活動地域移行について諮問を受け、市内小中学校の部活動実施の現状を踏まえて、今後の学校部活動の在り方について検討を行い、方針がまとまったので次のとおり報告する。

1 報告の内容

(1) 小学校部活動【令和5年度中間報告】

ア 今後の方針について

小学校部活動については廃止する。

イ 廃止時期について

令和7年度末（令和8年3月末）

ウ 条件

- ・大会運営等の教職員の業務負担軽減のため、球技大会等の全市的な行事の開催は令和6年度までとする。
- ・令和7年度は、移行期間として位置付け、部活動の実施は各小学校の裁量とする。
- ・児童の体験活動機会の確保のため、市内のスポーツ・文化芸術団体等の活動を積極的に周知するとともに、放課後子ども教室等の放課後活動の充実に向けた準備を進める。

(2) 中学校部活動

ア 今後の方針について

中学校部活動は段階的に縮減を進め、地域クラブへの移行体制が整った部活動から順次地域クラブへ移行していく。

イ 縮減時期について

令和9年4月から休日部活動の上限を月4回程度から月2回へ縮減することとする。

ウ 条件

- ・当面の間、平日部活動は存続することとし、大会等への出場は顧問の引率で行う。部活動の廃止時期については、全国の部活動地域移行の進捗状況を踏まえて、改めて検討する。
- ・令和8年9月から令和9年3月までは、移行期間として位置づけ、部活動の縮減は各学校の裁量とする。
- ・部活動地域移行に係る教職員の兼職兼業について、教職員の負担が増えすぎない範囲で認める。
- ・事業の持続可能性を高めるため、地域のリソースを活かす形で地域クラブの体制を検討する。

- ・大会出場などにより、やむを得ず月2日を超えて休日部活動を行う場合についての対応は、別に検討する。

2 検討経緯

令和5年度から6回の検討委員会を開催し、小中学校の部活動の在り方を議論した。詳細な検討内容は次のとおり。

(1) 第1回検討委員会【令和5年度中間報告】(令和5年9月20日開催)

ア 事務局からの説明及び報告内容

(ア) 部活動地域移行に関する国の方針や動向

全国的に少子高齢化が進み、学校部活動の維持が困難となっていることや教職員の負担軽減が急務となっている背景を踏まえ、令和5年度から令和7年度を改革推進期間として、子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に合わせつつ、早期に学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備を目指すとしている。

(イ) 市内小中学校の部活動の実施状況等

人口増加傾向にある本市内では、小中学校ともに比較的盛んに部活動が実施されており、少子高齢化により学校部活動の維持が困難になりつつある全国的な流れとはやや傾向が異なる状況である。

市内小中学校教職員に対して実施した「部活動に関するアンケート」では、約85%の教職員は経験のない種目の担当や長時間指導など、部活動指導に負担を感じており、地域移行後の指導を希望する教職員は少ない。

イ 委員の意見・指摘等

- ・今後、国の方針を踏まえて学校部活動の地域移行を行っていく上では、外部指導者や部活動指導員の増員、現在市内で様々な活動を行うスポーツ・文化芸術活動団体の協力が不可欠である。
- ・小学校部活動は学習指導要領に記載がない活動であり、各小学校での部活動顧問の決定や指導の継続が困難な状況にあるので、今後の在り方について検討が必要である。
- ・仮に小学校部活動が廃止や縮小となった場合には、児童が学校部活動に代わって、様々な体験活動を行える環境整備が必要である。

ウ 第1回検討委員会の結論

- ・各委員からの意見を踏まえ、まずは小学校部活動の在り方に関する検討が必要である。
- ・小学校部活動に関する情報収集を進め、今後の対応策について第2回検討委員会で検討する。

(2) 第2回検討委員会【令和5年度中間報告】(令和5年12月1日開催)

ア 事務局からの説明及び報告内容

(ア) 全国的な小学校部活動の実施状況

全国的にも愛知県内においても実施している小学校の数が少なく、活発に実施されてきた地域においても廃止や縮小が検討されている。

(イ) 近隣自治体における小学校部活動の実施状況

比較的活発に部活動が実施されてきた近隣自治体においても廃止や縮小が検討されている。

(ウ) 本市の小学校部活動の廃止や縮小について

教職員の負担軽減や部活動指導継続が困難となっている小学校への対応として、本市の小学校部活動の廃止や縮小を検討する必要がある。

(エ) 児童の体験活動機会の確保

仮に小学校部活動を廃止した場合の児童の体験活動機会の確保の方法として、次の2点が考えられる。

①各小学校で実施中の放課後子ども教室の内容の拡充

②市内スポーツ・文化芸術団体の活動や講座等の積極的な紹介

イ 委員の意見・指摘

- ・小学校における部活動の活動日や時間は、非常に短くなっており、学校行事との関係や活動人数の都合で、球技大会等の全市的な行事に出場できない小学校がある。
- ・小学校部活動は学習指導要領にない活動であるため、特定の教職員の間で顧問の決定や部活動指導を行っている現状があり、経験のない教職員が顧問を受け持つなど、一部の小学校では部活動の継続が困難となっている。
- ・教職員の負担軽減や教科研究等の教職員の本来の業務を充実させるためには、小学校部活動の廃止はやむを得ない選択である。
- ・学校部活動の廃止で児童の体験活動機会の喪失や体力低下等が起こることがないように、児童の体験活動機会を充実させる必要がある。
- ・スポーツ活動や講座を開催する団体として児童に向けた様々な講座等を実施しており、学校部活動の地域移行の流れの中で、各種講座を拡充させることで活動機会の確保に協力する。
- ・市内のスポーツ団体を取りまとめる立場として、部活動の地域移行に伴う地域クラブ活動を行うのであれば、各団体に呼び掛けて指導者の派遣等に協力する。また、部活動廃止後の活動場所として各団体の紹介をしてもらえれば、活動の活性化につながることを期待する。
- ・学校部活動に参加したい児童への影響や部活動に代わる放課後の居場所探し

が必要となるため、周知期間を十分に設ける必要がある。

ウ 第2回検討委員会の結論

- ・教職員の負担軽減を図るため、小学校部活動は廃止とする。
- ・児童の体験活動機会を確保するため、市内のスポーツ・文化芸術団体等の活動紹介や放課後子ども教室の内容の拡充等の対応を行うこととする。
- ・廃止に際しては、児童や保護者に不安を与えないよう十分に周知期間を設けることとする。
- ・廃止時期についての資料を作成し、第3回検討委員会で検討する。

(3) 第3回検討委員会【令和5年度中間報告】(令和6年2月20日開催)

ア 事務局からの説明及び報告内容

(ア) 想定される小学校部活動の廃止時期について

小学校部活動の廃止時期については、令和5年度末、令和6年度末、令和7年度末が想定される。

(イ) 廃止時期ごとに想定される課題と廃止時期について

廃止時期が早い場合には、周知や児童の体験活動機会の準備期間が不足し、児童や保護者が混乱する可能性がある。一方で、廃止時期が遅い場合には、現在課題となっている教職員の負担が継続する可能性がある。

以上のことから、令和7年度末が適当ではないか。

(ウ) 「小学生向け放課後活動に関するアンケート調査」の結果について

今後の児童の放課後活動を検討するためアンケートを実施した。希望種目は、プログラミング、ダンス、基礎スポーツ、図工教室等であり、一定の費用負担にも理解が得られる結果であった。

調査結果は、今後の放課後活動の種目を検討するための材料とする。

(エ) 令和6年度実証事業について

児童の体験活動創出及び中学校の部活動地域移行を見据えた実証事業を実施する予定。

(オ) 中学校部活動の地域移行の方針について

令和6年度中に「教職員の意識を含めた地域移行の在り方の検討」、「生徒の活動の場の創出」、「部活動の活動状況に応じた柔軟な体制づくり」及び「運営主体の選定」等の課題について検討を進める。

イ 委員の意見・指摘

- ・児童の体験活動機会の確保のための準備期間と教職員の負担軽減を両立させるため、小学校部活動の廃止は令和7年度末とした上で、部活動の目標

となっている全市的な球技大会等の行事を令和6年度までとし、令和7年度は部活動廃止の移行期間と位置付けて、各小学校の裁量で部活動を実施してはどうか。

- ・金管バンドについて、会場等の都合から令和7年度は演奏機会がなくなる可能性が高い。全市的には令和7年度末に小学校部活動を廃止とし、令和7年度は、各小学校の裁量で活動する案に賛成である。
- ・新4年生への部活動説明会が4月に実施される。部活動への入部を希望する児童や保護者の気持ちに配慮するため、今年度末までには周知を始める必要がある。
- ・学校部活動の地域移行では、部活動の代替措置の検討ではなく、児童生徒にとってより良い活動機会を提供するという意識が必要である。児童生徒が体験活動に参加して良かったと思える新たな仕組み作りを進める意識が必要である。
- ・学校部活動の地域移行にあたっては、地域で活動するスポーツ・文化芸術団体が数多くあるため、それらを積極的に紹介し、児童生徒の参加を促すことで、民間団体中心の地域活動が実現すると考える。

ウ 第3回検討委員会の結論

- ・令和7年度末をもって小学校部活動を廃止する。
- ・教職員の負担軽減を図るため、球技大会等の全市的な行事の開催は令和6年度までとし、令和7年度の部活動の実施は各小学校の裁量とする。
- ・中学校部活動の地域移行の具体的な検討は令和6年度に実施する。

(4) 第4回検討委員会（令和6年度第1回）（令和6年7月24日開催）

ア 事務局からの説明及び報告内容

(ア) 部活動地域移行に関する国・県及び近隣自治体の動向

国は、令和5年度から7年度を改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしている。

県は、令和5年6月に「部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドライン」を策定、令和6年4月には「あいち地域人材バンク」を開設した。

近隣自治体では、中学校の休日部活動の地域クラブへの移行の動きが出始めている。

日本中学校体育連盟は全国中学校体育大会の規模縮小を発表し、9競技について2027年度以降は除外することとした。

(イ) 市内中学校の部活動の現状

中学校の部活動は運動部に約55%、文化部に約21%の生徒が所属しており、年度当初は、全体の80%以上の生徒が部活動に登録している。

日進市・豊明市・長久手市・東郷町で中学校部活動の活動時間・休養日を設定しており、段階的に活動回数や活動時間を縮減することで、生徒の健康

維持や自由時間の確保、教職員の多忙化解消を目指している。

(ウ) 部活動地域移行に係る本市の取組について

令和5年度部活動地域移行実証事業の結果及び令和6年度部活動地域移行実証事業の予定について説明した。また、令和6年度は、市内中学校の生徒及びその保護者を対象に、放課後活動に関するアンケートを実施する。

(エ) 本市の中学校部活動地域移行の課題について

部活動地域移行の一般的な課題として、「指導者の確保」、「費用負担」、「活動場所の確保」が挙げられるが、本市ではそれらの課題に加え、「現状、部活動が活発に行われており、地域移行・地域連携を進めるタイミングや方向性の決定と、教職員の多忙化解消との整合を図ることが難しい」ことが挙げられる。

(オ) 本市が目指す中学校部活動の方向性について

平日や休日の部活動の取り扱いなど、教職員の意識を踏まえた部活動の在り方の検討や日進市の実情に応じた段階的な地域移行・地域連携手法を検討していく必要がある。

イ 委員の意見・指摘等

- ・吹奏楽部活動の地域移行については、楽器の保管場所や休日の学校セキュリティと切り離された活動場所が必要である。
- ・実証事業を行う上では、保護者へ早めに具体的な情報を提供する必要がある。
- ・令和6年度の実証事業では部活動にない多様な種目を取り入れる。多様な選択肢があり、生徒たちがどのような選択をするのかの結果を受けて、今後どのような種目を取り入れていけば良いか検討していく必要がある。
- ・部活動地域移行を民間事業者へ委託する場合、社内での情報共有や自治体との情報共有が重要であるため、市との連携、指導員派遣の仕組みについて、実証事業で評価していただきたい。
- ・休日は地域クラブが指導するが、大会等は部活動顧問が引率するという方法は、以前他自治体で行われていたが、うまくいかなかった。結局、休日の活動についても、学校の開閉や生徒の安全管理の部分で教職員が関わってしまうことになることを懸念する。
- ・教職員アンケートでも、条件が合えば部活動の指導を継続したいという声がある。教職員がボランティア的に部活動の指導をするのではなく、報酬を支払って指導してもらえるような体制づくりも必要ではないか。
- ・教職員は、生徒対応などで平日も時間外が多く、土日に働くと月45時間の残業時間は超えてしまうというのが現状である。先進自治体でも教職員の兼職兼業に関して苦慮していると聞いている。
- ・西小学校で建て替えの話があるが、学校セキュリティを切り分けて、休日も

活動できるようにしていただきたい。

- ・大会の運営に先生が関わらないように、将来的には地域移行したクラブ等で大会運営ができないか。また、本市内の部活動で結果を出している種目は、保護者が外部指導者を呼び、会場を確保して練習している。この現状を整理し、子どもたちに活動機会として提供できると良いのではないか。
- ・活動団体としては、新しく子どもたちを受け入れた場合に、本来の団体活動ができなくなることが懸念される。学校の体育館などの施設を専用で利用させていただけるなどのメリットがあれば、団体としても受け入れることを検討する余地がある。

ウ 第1回検討委員会の結論

- ・令和6年度の実証事業や中学生向けアンケートの結果から、中学校部活動の在り方に関する方針を検討する。
- ・教職員の負担が増えない形での地域手法の検討を進めるとともに、指導を希望する教職員は、報酬を得て指導が継続できるよう、兼職兼業について検討する。

(5) 第5回検討委員会（令和6年度第2回）（令和6年12月24日開催）

ア 事務局からの説明及び報告内容

(ア) 部活動地域移行に関する国・県及び近隣自治体の動向

国の審議会である「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において、中間とりまとめが出された。「改革の目的」、「地域移行から地域展開への名称変更」、「改革期間の変更」などが挙げられている。近隣自治体においても部活動地域移行の検討が進んでいるが、地域移行の時期は検討中としている自治体が多い状況である。

(イ) 令和6年度に実施している取組の進捗状況について

- ・児童生徒の体験活動機会の確保のため、部活動の地域移行に係る市内スポーツ団体の活動の周知を市ホームページで開始した。
- ・小学校放課後活動実証事業では、多くの児童が参加し、これまでの部活動にない、新しい体験活動を小学校で実施することができた。一方で、特に低学年の子どもたちを指導することは難しいことや、忘れ物があった際などに教職員へ協力をお願いしてしまうこと、校舎のセキュリティなどの課題があった。
- ・中学校地域クラブ活動実証事業では、部活動を補完する活動として、専門的な技術・知識を持った指導者による指導を受けることができた。また、これまでの部活動にはない、新しい体験活動を中学校で行うことができた。一方で、参加者が少なかったこと、学校との連絡調整が上手くできなかった部分があったこと、校舎のセキュリティなどの課題があった。

(ウ) 中学生向け部活動に関するアンケートについて

- ・多くの生徒が休日に部活動に参加しているが、参加していない生徒も、習い事などの活動を行っている。
- ・休日の活動については、「部活動」か「地域クラブ」かの違いよりも、「活動回数の維持」が重要だと考えられる。
- ・費用負担について、種目によって必要経費が異なるため、種目ごとに金額設定をする必要があるが、高額な実費負担が必要となる種目・指導は求められていない。
- ・約1割の保護者から、時間帯や報酬等の条件によっては、子どもの指導に協力しても良いとの回答があった。また、既に部活動を補完する活動（外部練）が一定数実施されている。

(エ) 中学校部活動の今後の方針（案）について

- ・「部活動を補完する活動」の体制の検討や生徒・保護者への周知を十分に行うため、休日部活動を月2回に縮減する時期は「令和8年9月から」又は「令和9年4月から」とする。その後、「部活動を補完する活動」の体制整備が整った種目から徐々に部活動回数を縮減し、最終的に休日部活動はなくしていく方針としたい。
- ・部活動は存続することとし、大会等への出場は顧問の引率で行う。部活動の廃止時期については、全国の部活動地域移行の進捗状況を踏まえて、改めて検討したい。

イ 委員の意見・指摘等

- ・中学校地域クラブ活動実証事業について、学校の方針と差異があると大会等にも支障があるので顧問の理解も得にくい。生徒からは、専門的な技術を学ぶことが出来て良かったという意見もあった。顧問の理解があると、技術的なことや運営について問題が生じないと考える。
- ・部活動に代わる活動を全額公費で負担すると、多額の事業費がかかるのとことであったが、現状は教職員が子どもたちのためにということ少ない手当てで実施している。
- ・中学生ともなると、やりたいことがあれば既に家庭で調べて活動している。興味がなければ来ないということがアンケートからも分かるので、新しい種目を設ける必要はないと思う。
- ・日進市スポーツ推進協議会では、最近、小学生向けの事業が増え、「こども広場」や「やってみよう教室」は、参加者や実施校が年々増えている。現在の体制では全ての小中学校を補完することは難しいと思うが、今後も部活動の地域移行に尽力することは可能である。また、にっしんスポーツクラブに関しても、これらの活動で実績を積んでいるため、事業に協力できるのではないと思う。
- ・令和8年度から小学校部活動が廃止されるため、来年度、多くの小学校部活

動では、新4年生は募集をしないこととなっている。小学校の活動機会の確保について早急に対応を考えなければならない。スポーツ活動は体育館や運動場を使用して行えるが、吹奏楽は学校セキュリティの問題から活動場所や楽器の保管場所がないため、検討してほしい。また、学校体育施設等地域開放事業を実施しているが、部活動の地域移行に関わる団体も使用できるようにしていくのか検討が必要である。

- ・校長の立場として、勤務時間中の平日の部活動は仕事の一環としてお願いしているが、休日を含む勤務時間外の活動については、顧問の教職員の裁量であり、勤務命令はできない。教職員の善意、熱意に頼って部活動を行っている状況である。懸念しているのは、兼職兼業が認められた部活動地域移行の先行自治体では、休日の教職員への報酬が上がっており、自治体間で待遇に格差が生じていることである。学校運営をしている立場からすると、できるだけ早く、明確に部活動の廃止時期を示していただきたい。
- ・兼職兼業に関しては、教職員の負担軽減という視点からは難しいと思うが、指導を継続している教職員を守るという視点から考えると、むしろ整理しておく必要があると思う。

ウ 第2回検討委員会の結論

- ・休日の部活動の縮減と地域クラブ活動の実施は同時に進めていく必要がある。
- ・教職員の兼職兼業については、近隣自治体の待遇の格差や、指導を希望する教職員を守る観点からも、慎重に検討する必要がある。

(6) 第6回検討委員会（令和6年度第3回）（令和7年3月10日開催）

ア 事務局からの説明及び報告内容

(ア) 部活動地域移行に関する国・県及び近隣自治体の動向

国の審議会である「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」は、令和7年春ごろに部活動改革の最終とりまとめを行う。近隣自治体においては、休日部活動の地域移行の実施時期が示されるようになった。近隣には、民間事業者による休日の地域クラブの実施を検討している自治体が多い。

(イ) 令和6年度に実施している取組の進捗状況について

- ・児童生徒の体験活動機会の確保のため、部活動の地域移行に係る市内スポーツ団体の活動の周知を市ホームページで開始している。
- ・小学校放課後活動及び中学校地域クラブ活動実証事業を北小学校及び日進東中学校で実施した。実証事業終了後、両校の児童生徒及び保護者を対象にアンケートを実施した。
- ・日進市内の中学校の生徒（1～2年生）及びその保護者を対象にアンケートを実施した。
- ・市内4中学校の校長と、中学校部活動の方針や教職員の兼職兼業などにつ

いて検討を行った。

- ・部活動の地域移行について、関係部局が連携を図り、総合的、横断的に推進するため、関係課による日進市立小中学校部活動地域移行プロジェクトチームを設置し、検討をしている。
- ・市内小中学校の体育館や武道場以外の「有効活用可能な空間」を児童生徒の参加できる地域団体等に開放し、児童生徒が活動できる場としての活用を検討する。現地確認及びヒアリングを実施した上で、活用を希望する団体を募集する。

(ウ) 実証事業に関するアンケートについて

【北小学校】

- ・全体で87.4%の児童が、何かしらの習い事をしている。多くの児童が既に様々なスポーツ、文化、学習活動の指導を個別に受けていることが分かる。
- ・アンケートの結果からは、放課後活動実証事業に対しては、概ね好意的な意見が多いことがうかがえるが、改善要望も見受けられる。特に、送迎や参加費の支払い方法に関する部分での要望が多い。送迎については、児童だけでの下校や送迎が可能となる時間までの活動など、特に共働き家庭への配慮が求められているが、分団下校ができる人数でもないため、小学校で活動する場合は子どもへの安全配慮から保護者の送迎が必要となる。迎えに来られない場合は、放課後子ども教室へ預けるなど、預かり施設との連携を検討する必要がある。
- ・学校施設を利用した活動だが、学校とは切り離された活動であるということも保護者にも理解していただく必要がある。

【日進東中学校】

- ・実証事業に参加した生徒は少なかった。土日に開催したことも理由の一つだと考えられるが、部活動の活動が盛んに行われていることも理由だと考えられる。
- ・アンケートの結果からは、専門的指導に対する好意的な意見がある一方で、活動内容の充実を求める声や、部活動とのスケジュール調整などの課題も挙がった。また、地域クラブと部活動の連携を求める声、部活動継続の希望や地域移行に対する不安も多く寄せられているため、保護者に対し部活動に代わる活動機会を学校活動と切り分けて確保することを丁寧に説明するとともに、部活動地域移行を慎重に進めていく必要がある。

(エ) 中学校部活動の今後の方針（案）について

- ・部活動地域移行に係る教職員の兼職兼業は、近隣自治体との待遇の格差や、指導を希望する教職員を守る観点からも、慎重に進めていく。
- ・「部活動を補完する活動」の体制の検討や生徒・保護者への周知を十分に

行うため、休日部活動を月2回に縮減する時期は「令和9年4月から」とし、令和8年9月から移行期間とする。また、「部活動を補完する活動」の体制整備が整った種目から徐々に部活動回数を縮減し、最終的に休日部活動はなくしていく方針としたい。

- ・部活動は存続することとし、大会等への出場は顧問の引率で行う。部活動の廃止時期については、全国の部活動地域移行の進捗状況を踏まえて、改めて検討したい。

イ 委員の意見・指摘等

- ・教職員の兼職兼業について、活動時の事故等があった時に、兼職兼業の形をとることで、責任の所在が明確になり、保険の適用や労務管理の仕組みが整うため、安心して活動が行える。また、部活動の今後について、例えば水泳は昔から部活動ではなく、スイミングスクールに通うことが一般的であり、指導者も職業として完全に成り立っている。アンケートで、部活動をなくしてほしいくないという回答があったが、他の種目も、そのような形で指導する体制が整っていき、部活動に代わる活動として継続できたらと思う。さらに、小学校の部活動がなくなり、空いた体育館や運動場を使って、子どもの居場所づくりという視点で、放課後子ども教室等の延長上で何かできたら良い。子どもたちがいろいろな活動に親しめる可能性があるし、その後、中学校にも波及し、同じように中学校の施設等を使っての体験活動も期待できる。一方で、それら体験活動とは別に、本当に専門的な指導を受けるという、二極化となることも考えられる。
- ・梨の木小学校は、校舎内のセキュリティを学校教育部分と地域開放部分に切り離せるようになっているため、今後、地域開放部分について部活動を補完する活動に使えば良いと思う。ただし、例えば学校の備品が壊れてしまった場合など、いろいろな問題が想定されるので、先に対応を決めておく必要がある。これまで学校現場では、一般の方が学校に入ることに対して抵抗を感じていたが、普通教室には入れないようにするなど、一定の区切りをすることで地域の人を受け入れも可能だと思う。施設利用に係る対応を考えるとともに、教職員の理解も必要であると感じる。保護者への周知方法については、コドモンの配信を読まない保護者も多くいるので、周知する手法は多くあると良い。

ウ 第3回検討委員会の結論

- ・中学校部活動は段階的に縮減を進め、地域クラブへの移行体制が整った部活動から順次地域クラブへ移行していく。
- ・令和9年4月から休日部活動の上限を月4回程度から月2回程度へ縮減することとする。
- ・令和8年9月から令和9年3月までは、移行期間として位置づけ、部活動の縮減は各学校の裁量とする。

- ・当面の間、平日部活動は存続することとし、大会等への出場は顧問の引率で行う。部活動の廃止時期については、全国の部活動地域移行の進捗状況を踏まえて、改めて検討する。
- ・部活動地域移行に係る教職員の兼職兼業について、教職員の負担が増えすぎない範囲で認める。
- ・事業の持続可能性を高めるため、地域のリソースを活かす形で地域クラブの体制を検討する。
- ・大会出場などにより、やむを得ず月2日を超えて休日に活動したい場合についての対応は、別に検討する。

日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会 委員名簿（令和5年度）

	委嘱区分	所属等	氏名
1	学識経験を有する者	愛知淑徳大学	加藤 智
2	小中学校の校長	日進中学校長	澤田 千歳
3	小中学校の校長	日進西中学校長	武田 光史
4	小中学校の校長	赤池小学校長	加藤 久豊
5	小中学校の校長	梨の木小学校長	清野 雅子
6	小中学校の児童及び生徒の保護者	日進市 PTA 連絡協議会長 (南小学校 PTA 会長)	木ノ下 貴
7	小中学校の児童及び生徒の保護者	日進東中学校 PTA 会長	加藤 拓也
8	小中学校の児童及び生徒の保護者	日進北中学校 PTA 家庭教育委員	前田 恵里
9	小中学校の児童及び生徒の保護者	西小学校 PTA 家庭教育委員	岡本 裕子
10	文化、スポーツ等に関する団体を代表する者	日進市スポーツ協会	中川 学
11	文化、スポーツ等に関する団体を代表する者	日進市文化協会	増田 久子
12	文化、スポーツ等に関する団体を代表する者	日進市レクリエーション協会	松崎 貞則
13	文化、スポーツ等に関する団体を代表する者	にっしんスポーツクラブ	萩野 百合子
14	その他教育委員会が必要と認める者	日進市スポーツ推進委員	川北 登志雄
15	その他教育委員会が必要と認める者	日進東中学校教員 (中学校部活動顧問)	細川 貴弘
16	その他教育委員会が必要と認める者	日進北中学校教員 (中学校部活動顧問)	菅 祐美子
17	その他教育委員会が必要と認める者	香久山小学校 (小学校部活動顧問)	若山 諒太

日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会 委員名簿（令和6年度）

	委嘱区分	所属等	氏名
1	学識経験を有する者	愛知淑徳大学	加藤 智
2	小中学校の校長	日進中学校長	武田 光史
3	小中学校の校長	日進東中学校長	永瀬 孝明
4	小中学校の校長	梨の木小学校長	清野 雅子
5	小中学校の校長	竹の山小学校長	内藤 幹洋
6	小中学校の児童及び生徒の保護者	日進北中学校 PTA 会長	宮寄 友和
7	小中学校の児童及び生徒の保護者	南小学校 PTA 会長	中川 貴弘
8	小中学校の児童及び生徒の保護者	日進西中学校 PTA 家庭教育委員	岡田 美智
9	小中学校の児童及び生徒の保護者	北小学校 PTA 家庭教育委員	加藤 智美
10	文化、スポーツ等に関する団体を代表する者	日進市スポーツ協会	中川 学
11	文化、スポーツ等に関する団体を代表する者	日進市文化協会	増田 久子
12	文化、スポーツ等に関する団体を代表する者	日進市レクリエーション協会	松崎 貞則
13	文化、スポーツ等に関する団体を代表する者	にっしんスポーツクラブ	萩野 百合子
14	その他教育委員会が必要と認める者	日進市スポーツ推進委員	川北 登志雄
15	その他教育委員会が必要と認める者	日進西中学校教員 (中学校部活動顧問)	杉浦 壮起
16	その他教育委員会が必要と認める者	日進北中学校教員 (中学校部活動顧問)	菅 祐美子
17	その他教育委員会が必要と認める者	香久山小学校教員 (小学校部活動顧問)	若山 諒太

6日学支第1796号
令和7年3月17日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市教育委員会
教育長 岩田 憲二

教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任すること及び補助執行させることについて（協議）

このことについて、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、岩崎城歴史記念館及び日進市旧市川家住宅の事務の一部を市長の補助機関である職員に委任すること及び補助執行させることに関し、別記のとおり協議します。

別記

1 委任する事務

委任する事務	委任する職員
日進市岩崎城歴史記念館及び日進市展望塔岩崎城の設置及び管理に関する条例（昭和62年日進町条例第3号。以下「記念館等条例」という。）第2条に規定する記念館等（以下「記念館等」という。）の管理に関する事務	都市産業部に属する職員
日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例（平成27年日進市条例第3号。以下「旧市川家住宅条例」という。）第1条に規定する旧市川家住宅（以下「旧市川家住宅」という。）の管理に関する事務	

2 補助執行させる事務

補助執行させる事務	補助執行させる職員
記念館等条例第2条に規定する観光以外の目的のために行う事業に関する事務	都市産業部で記念館等を所管する課の職員
記念館等における文化財その他の収蔵品の管理に関する事務	
旧市川家住宅条例第2条に規定する観光以外の目的のために行う事業に関する事務	都市産業部で旧市川家住宅を所管する課の職員
旧市川家住宅における文化財その他の収蔵品の管理に関する事務	

3 事務の執行に関する協議等について

- (1) 上記1の事務の委任を受け、又は上記2の事務を補助執行する者は、当該事務の執行について、教育委員会又はその補助職員に対し、適切に、協議、報告等を行うこととする。
- (2) 上記1及び上記2にかかわらず、重要又は異例と認められる事務については、教育委員会の指示を受けなければならない。

4 施行時期

令和7年4月1日

6日産第875号
令和7年3月27日

日進市教育委員会
教育長 岩田 憲二 様

日進市長 近藤 裕貴

教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である
職員に委任すること及び補助執行させることについて（回答）

令和7年3月17日付け6日学支第1796号で協議のありましたこのこと
につきましては、異議ありません。